

秋津小学校とんぼスペース利用規約

第1 とんぼスペースの目的

習志野市立秋津小学校 A 棟1階部（一部を除く）を、小学校・放課後児童会及び放課後子供教室の運営に支障のない範囲で、地域住民に貸し出し等を行い地域活動の場や親子の交流の場として活用していただくことで、社会教育の振興に寄与することを目的とします。

第2 名称、位置、利用用途

(1) 名称

習志野市立秋津小学校 A 棟1階部（一部を除く）の名称は「とんぼスペース」とします。

(2) とんぼスペースの各部屋の名称、位置、利用用途

各部屋の名称、位置、利用用途は下表のとおりとします。

部屋の名称	位置	利用用途
地域の部屋	別添配置図①	地域活動の場として利用
親子の部屋	別添配置図②	未就学児とその保護者が自由に遊び交流することができ る場として利用 一部の時間帯は地域活動の場としても利用できます。
遊戯室	別添配置図③	地域活動の場として利用 ただし、放課後児童会及び放課後子供教室が運営して いない時間帯に限りです。

(3) とんぼスペースを利用できる活動

とんぼスペースの利用は公益性が認められ、社会教育の振興に寄与する活動に限るものとします。

公益性が認められ、社会教育の振興に寄与する活動とは、以下に例示する活動とします。

(ア) 住民自治を通して社会教育の振興に寄与すると認められる活動

- ・市内各町会及び各町会の連合組織による住民自治を目的とした活動
- ・市内各まちづくり会議によるまちづくりの推進を目的とした活動
- ・地域（習志野市内に限ります。）の自主運営団体による地方自治につながるイベント等の開催を目的とした活動
- ・地域（習志野市内に限ります。）の自主防災組織等による地域における防災機能の向上を目的とした活動

(イ) 子ども・青少年の健全育成活動を通して社会教育の振興に寄与すると認められる活動

- ・市内における子ども・青少年の健全な成長、発達、育成を目的とした団体による活動
- ・市の行政目的のために設立された団体による、市の支援をもとにした活動

(ウ) 地域における福祉活動を通して社会教育の振興に寄与すると認められる活動

- ・市内の行政関係団体等による地域福祉の増進を目的とした活動
- ・習志野市社会福祉協議会等による地域福祉の推進を図ることを目的とした活動

(エ) 国または地方公共団体との共催事業

(4) とんぼスペースを利用できない活動

以下に該当する活動は、上記(3)に該当する活動であっても利用できません。

- (ア) 小学校・放課後児童会及び放課後子供教室の運営や学校施設の管理上、支障があると認められる活動
- (イ) 趣味・教養を目的としたサークル活動等の個人的な活動
- (ウ) 営利を目的とした活動(月謝等を徴収している活動や実費相当額を超える費用を徴収している活動を含みます。)
- (エ) 政治を目的とした活動
- (オ) 宗教を目的とした活動
- (カ) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められる活動

第3 とんぼスペースの利用可能時間、定員、休業日等

(1) 利用可能時間、定員

部屋の名称	利用可能時間	定員(名)
地域の部屋	平日及び土曜日:午前9時～午後5時	30
親子の部屋	(未就学児とその保護者が利用する場合) 平日及び土曜日:午前9時～午後4時	30
	(団体が利用する場合) 平日及び土曜日:午前9時～午後5時 ただし、平日及び土曜日の午前9時～午後4時までの時間帯は未就学児とその保護者の利用があるため、第2(3)(イ)に該当する活動に限ります。	
遊戯室	平日:午前9時～午後1時又は授業終了時刻のいずれか早い時刻 ただし、この時間内であっても、小学校の長期休業日等で、放課後児童会及び放課後子供教室を運営している日は、利用することができません。	70

(2) 利用時間の区分

とんぼスペースの利用は、下記の時間区分にて事前予約、利用申込を受け付けます。

区分	時間帯	使用時間
午前	午前9時～正午	3時間
午後1	午後1時～午後3時	2時間
午後2	午後3時～午後5時	2時間

○親子の部屋を団体で利用する場合の「午後2」の時間帯は、「午後4時～午後5時」となります。

(3) 休業日

- (ア) 日曜日
- (イ) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (ウ) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (エ) 上記の他、学校行事の開催日等、利用することが望ましくないと判断される日

第4 使用料

とんぼスペースの使用料は無料とします。

第5 利用資格

3名以上で構成され、習志野市在住又は在学・在勤の者が2名以上在籍している団体で、事前に「第6 利用団体登録」の手続きを完了させている団体とします。

ただし、親子の部屋の平日及び土曜日午前 9 時から午後4時までの時間帯は、就学前の子どもとその保護者とします。

第6 利用団体登録

(1) 利用団体登録申込書の提出

とんぼスペースの利用を希望する団体は、秋津小学校とんぼスペース利用団体登録申込書（様式第1）及び添付書類を管理室に提出してください。なお、利用団体登録に関する手続きの受付時間は午前9時から午後5時まで（休業日を除きます。）です。

(2) 利用団体登録証の交付

上記の利用団体登録申込書及び添付書類の内容を審査した上で、秋津小学校とんぼスペース利用団体登録証を交付します。なお、団体登録証の交付には最大で2週間程度かかることがありますので、御留意ください。

(3) 利用団体登録の変更

第6(1)に基づき提出した、利用団体登録申込書に変更があった場合は、秋津小学校とんぼスペース利用団体登録変更届（様式第2）と必要に応じて添付書類を管理室に提出してください。

第7 利用申込

とんぼスペースを利用する場合は、利用団体登録完了後に下記に従って利用申込手続きを行ってください。なお、事前予約や利用申込書の提出の受付時間は午前9時から午後5時まで（休業日を除きます。）です。

(1) 利用申込の事前予約

利用を希望される団体は、電話または窓口にてとんぼスペース利用の事前予約を行ってください。事前予約の際は、

①利用希望日及び利用時間帯

②団体名及び団体登録番号

③申込者のお名前

④電話番号をお伝えください。なお、事前予約の効力は、下記(2)に定める「利用申込書提出期限」までに利用申込書の提出がなかった場合には失効するものとします。

(2) 利用申込書の提出

事前予約を行った利用団体は、下記に定める期限までに秋津小学校とんぼスペース利用申込書（様式第3）を管理室に提出してください。

<利用申込書提出期限>

【①地域の部屋】

利用日時	平日・土曜日の利用
	午前9時～午後5時までの時間帯の利用
利用申込書提出期限	利用開始時刻前まで

【②親子の部屋を団体が予約利用する場合】

利用日時	平日・土曜日の利用
	午前9時～午後4時までの時間帯の利用
利用申込書提出期限	利用日の属する月の前月10日まで

【③遊戯室】

利用日時	平日の利用	土曜日の利用
利用申込書提出期限	利用開始時刻前まで	—

※提出期限日が休業日の場合は、その直前の利用可能日とします。

(3) 利用申込及び事前予約の取り消し

利用申込及び事前予約後、利用しなくなった場合はできる限り速やかに利用申込又は事前予約の取り消しを管理室に申し出てください。なお、無断キャンセルや利用日直前のキャンセルが年間で2回以上あった団体については、当該団体の利用停止や利用団体登録の取り消し等を行う場合があります。

(4) 利用申込及び事前予約の受付開始日

利用申込及び事前予約の受付は、利用希望日の3か月前の月の1日から開始します。(例として、10月15日利用の受付開始日は7月1日となります。また、月の1日が休業日の場合は翌利用可能日から受付開始となります。)

第8 当日の利用方法

(1) 団体で利用

とんぼスペースの利用日当日は、当日受付票に団体名、利用者の氏名、利用人数、利用開始時間を記載して管理室に提出し、利用者証を受け取ってから入室してください。利用者証は、施設利用中必ず身につけていただき、利用終了時に必ず返却してください。

(2) 親子の部屋を未就学児とその保護者で利用

親子の部屋を未就学児とその保護者で利用する際は、当日受付票に保護者の氏名、住所、お子様の名前、年齢、利用開始時間を記載して管理室に提出し、利用者証を受け取ってから入室してください。利用者証は、施設利用中必ず身につけていただき、利用終了時に必ず返却してください。

第9 利用限度

(1) 利用回数の限度

1つの団体による施設の利用日数は、原則として1か月あたり7日、年間（4月1日から翌年3月31日まで）24日を限度とします。

（2）連続利用の限度

1つの団体による1部屋を連続して利用し続けることができる期間は、原則として7日間を限度とします。

第10 利用時の小学校敷地内への入場経路

とんぼスペースを利用する方は、小学校児童との交錯による事故等を防ぐため、正門は利用せず、とんぼスペース側の門（旧秋津幼稚園側の門）、又は C 棟側（秋津コミュニティ・給食室側）の門から学校敷地に入り、別添「配置図（小学校全体）」に記載されている矢印のルートを通して入場してください。

第11 利用上の禁止・留意事項

とんぼスペースの利用にあたっては、以下の事項に御留意いただくようお願いします。

なお、団体の代表者は、利用者に禁止・留意事項の周知をお願いします。

- ① 施設、付属設備、備品を汚したり、傷つけたりしないよう、十分注意して利用してください。
滅失又は毀損したときは損害を弁償していただきます。
万が一、施設・設備を破損してしまった場合は、直ちに、管理室に報告をしてください。
- ② 利用に際しては、管理室職員の指示に従ってください。
- ③ 利用時間内に移動した机や椅子等の備品は所定の位置に戻し、窓の施錠確認を行ってから退室してください。
- ④ 利用者が持ち込んだ物品やゴミ等は利用者が持ち帰ってください。（ただし、一定期間の継続利用時に使用する物品や地域の自主防災活動において利用する物品等、特別な事情があると認められる場合は、教育委員会と協議の上、物品を施設内に置いておくことができるものとします。その場合であっても教育委員会より物品の移動や持ち帰りの指示があった場合は速やかに従ってください。）
- ⑤ 利用中に発生した事故や怪我については、施設または設備の不備によるものを除き、全て利用者の責任となります。必要に応じて、傷害保険や賠償責任保険へ加入しておいてください。
- ⑥ 親子での利用においては、保護者は常にお子様から目を離さず、怪我や事故等が発生しないよう、十分注意を払って御利用ください。
- ⑦ 学校の敷地内及びとんぼスペース内での火器の使用、飲酒、喫煙は厳禁とします。
- ⑧ とんぼスペースは土足厳禁です。上履き等は利用者で御用意ください。
- ⑨ とんぼスペース利用者の自動車・バイクでの来校は禁止とします。
- ⑩ 自転車で来校する際は、学校敷地内では自転車から降りて通行し、所定の場所（別添「配置図（小学校全体）」参照）に駐輪してください。
- ⑪ 小学校、放課後児童会及び放課後子供教室の運営に支障をきたすことがないよう、心がけて利用してください。特に授業中は、授業の妨げにならないよう、十分に配慮した利用をお願いします。
- ⑫ 利用するスペース以外には立ち入らないでください。
- ⑬ 活動に必要な備品・用具は、各団体で御用意ください。

- ⑭災害発生時や小学校、教育委員会の行事、施設の不具合等により、急遽、利用の中止をお願いすることがあります。（「地域の部屋」は、地震等の大規模災害発生時には地域の自主防災組織の活動の場として使用します。）
- ⑮放課後児童会及び放課後子供教室の運営上の必要性から、地域の部屋、親子の部屋、遊戯室を使用することがあります。その場合は放課後児童会及び放課後子供教室の運営を優先とし、その間の貸し出しを停止とします。
- ⑯利用登録団体のそれぞれの活動内容について市が調査を実施する場合があります。その際は調査に御協力いただけますようお願いいたします。
- ⑰この規約に記載された事項を遵守いただけない場合、利用の禁止、団体登録の取り消し等を行う場合があります。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

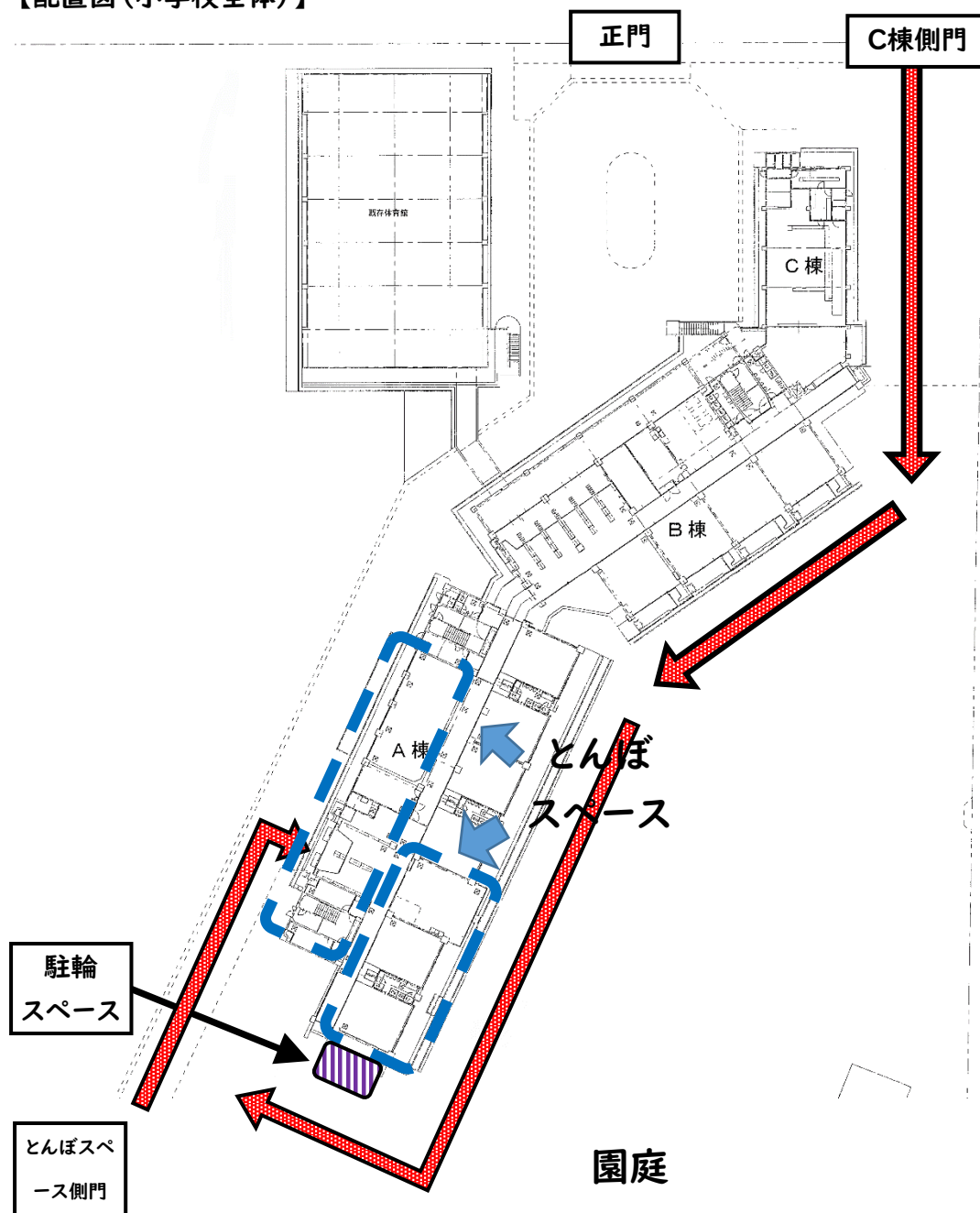
（施行期日）

- 1 この規約は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の日前に改正前の秋津小学校とんぼスペース利用規約の規定により申込されたものについては、従前の例によるものとする。

【配置図（小学校全体）】



【配置図（A棟1階部）】

